

三原市大和人権文化センターだより

第2回 国際交流教室を開催しました

【6月14日(日)】

今年度第2回、国際交流教室は、三原警察署 警備課の方を招き、「防犯・交通」について、いろいろなトラブル事例の紹介、やってはダメなこと、ヘルメット着用の必要性など、日本のルール、命・身を守るための行動の学習を行いました。
受講生の方からの質問も多く、絵で示す、実演をするなどして質問に答え理解を深めましたが、分かりやすく伝えることの難しさを実感し、共に学習することが重要だと再認識しました。



受講風景

25名(内 ベトナム国籍の方17名
フィリピン国籍の方1名)

ベトナム料理をいただきました

ライスパーパーに巻くチャージョー(春巻き)

トウモロコシを炒め、辛みを付けたバップサオ



ボランティア募集

楽しくお話したり、交流を深めながら、温かい時間を一緒に過ごしてくださる方を募集しています。

【開催日】 毎月第2日曜日 10時30分から13時まで ※7月11日(土) “だいわ音楽祭2026.夏” に出演

参加を希望される方は、大和人権文化センター(☎0847-33-1308)まで

「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。 あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市の戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。
戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。



市HP 二次元

大和地域センターくらしの相談開設

- にちじ 7月17日(金) 9:00~12:00
- ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談
- 相談員2名で対応します。
- 次回は、8月21日(金)の予定
- 電話による相談も受け付けています
- 大和人権文化センター(0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
- ところ 三原市大和人権文化センター

人権のひろば



「企業における人権(その4)」について紹介します。

【公正な採用選考制度について】

採用選考は、「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的な人権を尊重すること、応募者の適性・能力に基づいた基準により行うことの2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

「公正な採用選考」を行う基本は、応募者に広く門戸を開くこと、本人のもつ適性・能力に基づいた採用基準とすることにあります。

就職差別につながるおそれがある事項として、少なくとも適性・能力に関係のない事項「本人に責任のない事項や、本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）」を、エントリーシート・応募用紙・面接・作文などによって把握したり、身元調査、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断を実施することなど次の14事項をあげることができます。

- 1 本籍・出生地に関する事、2 家族に関する事（職業・続柄・健康・病歴・地位・学歴・収入・資産など）、3 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）、4 生活環境・家庭環境などに関する事
- 5 宗教に関する事、6 支持政党に関する事、7 人生観・生活信条などに関する事、8 尊敬する人物に関する事、9 思想に関する事、
- 10 労働組合（加入状況や活動歴など）、学生運動などの社会運動に関する事、
- 11 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事、12 身元調査などの実施、13 本人の適性・能力に関係ない事項を含んだ応募書類の使用、14 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施。

7月30日 人身取引反対世界デー

2013年12月に開かれた国連総会で、人身取引を防止・抑制すること、被害者保護・支援を行うことを目的に定められました。

人身取引とは、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する、「トラフィッキング (Trafficking)」とも呼ばれている犯罪です。